

# サービスの利用者負担と負担の軽減について(2)

## 在宅サービスの利用限度額

在宅サービスを利用する際には、要介護度ごとに1か月間の利用限度額（区分支給限度基準額）が決められています。（右表）  
利用限度額を超えてサービスを利用した分は、全額（10割）自己負担となります。

※特定施設、グループホーム、介護保険施設などを利用した場合の利用者負担額は、右記の利用限度額に含まれません。

要介護度	利用限度額 (月額)	利用者負担額 (月額・1割※)
事業対象者	50,320円	5,032円
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

※負担割合（1～3割）に応じて、負担額が変わります。

## 利用者負担が高額になったとき

### ■ 高額介護（介護予防）サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担（1～3割分）の合計額が高額になり、自己負担上限額を超えた場合は、申請により、超えた分が「高額介護（介護予防）サービス費」として後から支給されます。

※ 函館市の窓口に「高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」の提出が必要です。

区 分	自己負担上限額(月額)
生活保護受給者または世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者	15,000円
世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	
世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	24,600円
同一世帯内に課税の方がいる方※	44,400円
市民税課税世帯で現役並み所得相当の方	44,400円

※ 同じ世帯の全ての第1号被保険者の利用者負担割合が1割の世帯については年間上限額（446,400円）を適用します。（平成29年8月から3年間の時限措置）  
年間の自己負担額の計算期間は、8月1日～翌年7月31日までとなります。

### ■ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が高額になり、上限額を超えた場合、申請により、超えた分が「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」として後から支給されます。

※ 申請については、加入している医療保険者（国民健康保険、後期高齢者医療広域連合など）から対象者に通知されます。

# サービスの利用者負担と負担の軽減について(3)

## 食費・居住費の負担限度額

所得の低い方が介護保険施設や短期入所施設に入所した場合に、所得に応じて食費・居住費の負担が軽減されます（負担限度額の適用）。

負担限度額と基準費用額との差額は、「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。

※ 所得に応じた負担限度額の適用を受けるには、函館市に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けてください。

利用者負担段階		食費の負担限度額 (日額)	居住費の負担限度額(日額)				
			ユニット型 個室	従来型個室		多床室	
				特養等	老健・療養型等	特養等	老健・療養型等
第1段階	生活保護受給者または世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者	300円	820円	320円	490円	0円	0円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	390円	820円	420円	490円	370円	370円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	650円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円
基準費用額 (第4段階)	市民税課税世帯の方	1,392円	2,006円	1,171円	1,668円	855円	377円

次のいずれかの要件に当てはまる方は、負担限度額の適用は受けられません。

- ① 預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合
- ② 世帯分離している配偶者が課税されている場合
- 不正に負担限度額の適用を受けた場合は、ペナルティ（加算金）が課されます。

### ■ 利用者負担第4段階の方の食費・居住費の特例減額措置について

利用者負担第4段階の方でも、次のすべての要件に該当する方については、申請により食費・居住費が第3段階の金額に引き下げられます。（ショートステイ利用者を除きます。）

※ 負担限度額認定申請書のほか、収入等申告書等を提出する必要があります。

特例措置の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 市町村民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯  
(世帯分離をした夫婦を含む。年齢要件はありません。)
- ② 世帯員が、介護保険施設および地域密着型介護老人福祉施設に入り、利用者負担第4段階の食費・居住費の負担を行っていること。
- ③ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担(1～3割)負担、食費・居住費の年間合計額の見込み額を除いた額が80万円以下となること。
- ④ 世帯の現金・預貯金等(有価証券、債権等含む)の額が450万円以下であること。
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと。

# サービスの利用者負担と負担の軽減について(4)

## 社会福祉法人による利用者負担軽減制度

社会福祉法人が運営主体となっているサービスを利用した場合に、申請により利用者負担が軽減される場合があります。ただし、施設入所者等に係る食費・居住費（滞在費）は、特定入所者介護（予防）サービス費が支給されている場合に限り軽減されます。

対象者	市町村民税世帯非課税者であって、 ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下であること ② 預貯金の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ④ 負担能力のある親族に扶養されていないこと ⑤ 介護保険料を滞納していないこと の要件をすべて満たし、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方および生活保護を受給している方
対象サービス (介護予防サービスを含む)	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、国基準訪問型サービス、国基準通所型サービス
減額割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護を受給していない方 利用者負担額 25% 食費・居住費（滞在費）および宿泊費 25%</li> <li>・生活保護を受給している方 個室の居住費（滞在費） 100%</li> </ul>

## 介護費用の税控除

介護に要する費用が、所得税および住民税を計算する際に控除される場合があります。

### (1) 在宅サービスの医療費控除

- 医療系サービスとして対象となるもの  
訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護（居住費と食費も対象）
- 医療系または医療保険の訪問看護と併せて利用した場合に対象となるもの  
訪問介護（家事援助を除く）、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、国基準訪問型サービス、国基準通所型サービス

### (2) 施設サービスの医療費控除

- 介護老人保健施設および介護療養型医療施設入所費用の1～3割負担分と食費・居住費の自己負担分
- 介護老人福祉施設入所費用の1～3割負担分と食費・居住費の自己負担分の1/2

### (3) おむつ代の医療費控除

- 寝たきりの高齢者等が使用するおむつ代（紙おむつの購入料および貸おむつの賃貸料）

### (4) 高齢者の障害者控除の認定

- 障害者手帳を持たない65歳以上の方で、認知症または常に寝たきり（6か月以上臥床し、日常生活に支障のある状態）の場合に、所得税・住民税の障害者控除のための認定書を交付します。

(1)、(2)については、領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されています。別に書面が必要な場合は、事業所や施設にお問い合わせください。

(3)については介護保険課 介護認定担当（電話21-3029）へ、(4)については高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口（電話21-3025）へお問い合わせください。